

【子ども・子育て支援制度】

1. 子ども・子育て支援新制度について

すべての子どもや子育て家庭を対象とし、平成27年（2015年）4月から「子ども・子育て支援新制度」がはじまりました。新制度では、「子育ての第一義的責任を持つのは保護者である」という考え方を基本とし、保護者が子育てを楽しみながら親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域や社会が寄り添うことで、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざしています。

新制度の実施に伴い、施設・事業を利用する際の手続きが変わります。施設・事業の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受けていただきます。

(1) 支給認定区分について

支給認定区分は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって、3つに分かれます。

お子さんの満年齢	保育の必要性なし	保育の必要性あり
0・1・2歳		3号認定 <保育標準時間/保育短時間>
3・4・5歳	1号認定 <教育標準時間>	2号認定 <保育標準時間/保育短時間>

*支給認定証には以下のように表記されます。

- 1号認定 ⇒ 「教育標準時間認定」
- 2号認定 ⇒ 「満3歳以上・保育認定」
- 3号認定 ⇒ 「満3歳未満・保育認定」

(2) 保育必要認定（2号認定・3号認定）を受けるための事由について

保育必要認定（2号認定・3号認定）を受けるためには、下記の事由に該当することが必要です。

- 事由によって、保育の必要量が異なります。
- 事由によって、支給認定の有効期間が異なります。
- 事由に該当しなくなった場合は、認定は無効となります。保育の利用期間も終了します。
- 支給認定の有効期間が終了した場合は、保育の利用期間も終了します。
- 保育標準時間認定の方は、希望すれば保育短時間認定を選択することもできます。
- 3号認定のお子さんが満3歳に達した時は、市が2号認定に職権で変更します。

Q 教育と保育はどう違うのですか。

この冊子で使用する「教育」と「保育」という用語は、以下のとおり、法律上の用語となっています。

教育とは：「学校」である幼稚園等にて行われるもの。幼稚園教育要領等に基づいている。

保育とは：「児童福祉施設」である保育所等にて行われるもの。保育所保育指針等に基づいており、養護と教育が一体となったものを言う。

保育所・幼稚園・認定こども園等、施設の種類によって特徴が下記表のように異なります。保育所と幼稚園の特徴をあわせ持っているのが幼保連携型をはじめとした認定こども園です。なお、満3歳以上の保育内容については、保育所保育指針と幼稚園教育要領の項目は平成13年以降統一されています。

	所管省庁	施設の種類	教育・保育内容の指針
保育所	厚生労働省	児童福祉施設	保育所保育指針
幼稚園	文部科学省	学校	幼稚園教育要領
幼保連携型認定こども園	内閣府	学校かつ児童福祉施設	幼保連携型認定こども園教育・保育要領

【子ども・子育て支援制度】

< 保育を必要とする事由・保育必要量・認定有効期間 >

標準 : 保育標準時間 短 : 保育短時間

保育の必要な事由	保育必要量	支給認定の有効期間
就労 恒常的に月 64 時間以上の就労時間(休憩時間を含む)で日常の家事以外の仕事をしている場合 *フルタイム・パートタイム・夜間・居住内労働等のすべての就労を含む。育児休業取得中の新規申込を含む(入所日から 14 日以内かつ入所月内に復職をする誓約が必要)。	<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短	2号：小学校就学前まで(最長) 3号：満3歳の誕生日の前々日まで(最長) *雇用期限のある仕事をされている場合は、支給認定の有効期間が短くなる可能性があります。
妊娠・出産 出産前後の場合	<input type="checkbox"/> 標準	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (3号認定は満3歳の誕生日の前々日まで) (イ) 支給認定証発効日から、出産日の8週間後の日の属する月末まで
保護者の疾病・障害 病気、負傷、障害がある場合	<input type="checkbox"/> 標準	2号：小学校就学前まで(最長) 3号：満3歳の誕生日の前々日まで(最長)
介護・看護 同居の親族を常時介護または看護している場合	<input type="checkbox"/> 標準	
災害復旧 震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合	<input type="checkbox"/> 標準	
求職活動(起業準備を含む) 就職活動を継続的に行っている場合	<input type="checkbox"/> 短	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (3号認定は満3歳の誕生日の前々日まで) (イ) 支給認定証発効日から90日が経過する日が属する月の末日まで(市の指定する期日(支給認定終了の前月25日)までに勤務にかかる保育を必要とする事由証明書の提出が必要です)
就学 学校または職業訓練校に通学している場合 (通信教育は含まず)	<input type="checkbox"/> 標準	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (3号認定は満3歳の誕生日の前々日まで) (イ) 支給認定証発効日から保護者の卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
虐待・DV 児童の虐待やDVのおそれがある場合	<input type="checkbox"/> 標準	2号：小学校就学前まで(最長) 3号：満3歳の誕生日の前々日まで(最長)
育児休業取得中の継続利用(兄・姉が対象) 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合(育児休業対象児童の認定も含まれます)	<input type="checkbox"/> 短	育児休業取得期間中
障害児等で特に集団保育が必要な場合(要保育観察) ※2021年3月末で保育を必要とする事由から廃止します。 2021年4月以降は全ての保護者にそのほかの事由が必要となります。	<input type="checkbox"/> 短	2号：小学校就学前まで(最長) 3号：満3歳の誕生日の前々日まで(最長)
その他 上記に類する状態として豊中市が認める場合	<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短	

【子ども・子育て支援制度】

(3) 保育必要量について（保育標準時間認定／保育短時間認定）

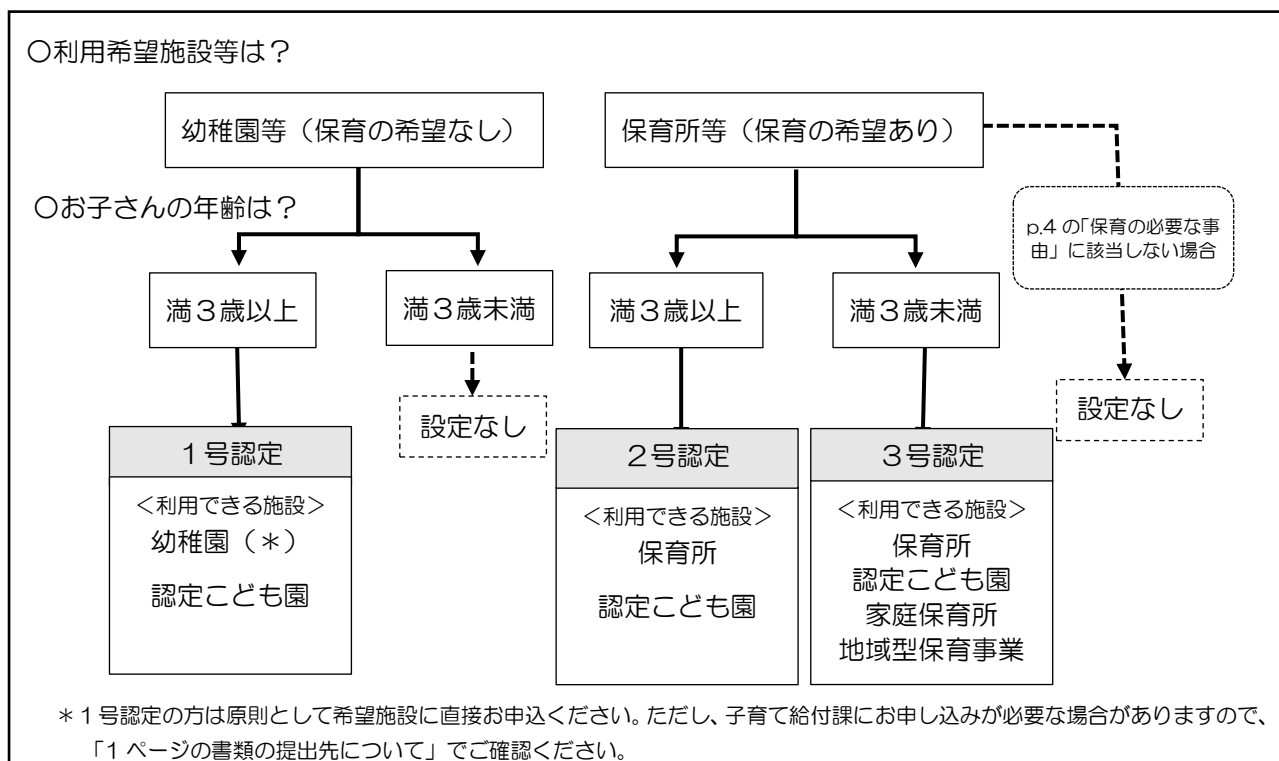
2号認定・3号認定の方は、「保育を必要とする事由」と保護者の状況によって「保育標準時間」・「保育短時間」のいずれかに認定されます。保育標準時間と保育短時間では1日当たりの利用可能保育時間、保育料が異なります。

区分	認定の基準となる就労時間等 (実働時間+休憩時間)	保育実施時間
保育標準時間	月120時間以上	7時から18時までの最長11時間/日
保育短時間	月64時間以上120時間未満	9時から17時までの最長8時間/日

- 各施設での保育標準時間は、午前7時00分～午後6時00分。
保育短時間の実施時間は、午前9時00分～午後5時00分となっています。
- 1ヶ月の就労時間等は保育短時間認定相当だが、1日あたりの就労時間等に通勤時間を含めて常態的に8時間を超えるような場合や、勤務時間帯の関係上保育短時間の実施時間を常態的に超えて施設を利用するような場合等は、保育標準時間認定としての取り扱いが可能です。
- 保育標準時間認定の方は、希望すれば保育短時間認定を選択することもできます。

(4) 利用できる施設について

3つの認定区分に応じて、利用できる施設（幼稚園・保育所・認定こども園・家庭保育所・地域型保育事業）が異なります。



※ 私立幼稚園には、新制度に移行する園と、従来制度のまま継続する園があります。移行状況に関する情報は、施設一覧（P.37以降）をご覧ください。

<豊中市で利用できる施設・事業者等>

制度	種類	施設・事業者	対象認定区分	施設の説明	
新制度	施設型給付	認可保育所		2・3号	保護者の就労・疾病などにより、保育を必要とするお子さんを保育する施設。
		認定こども園	幼保連携型	1・2・3号	保育所（園）と幼稚園の機能・特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。施設により受入れできる年齢や認定が異なります。
			幼稚園型	1・2・3号	
	幼稚園		1号	幼児期の教育を行う学校。私立幼稚園は、新制度に移行する園と従来制度のままの園があります。	
	地域型保育 事業※1	小規模保育事業 ※2	A型	3号	19人までを対象に、保育士が保育を行います。
事業所内保育事業		事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。			
従来制度	私学助成	幼稚園		幼稚園期の教育を行う学校。私立幼稚園は、新制度に移行する園と従来制度のままの園があります。	
	独自制度 豊中市	家庭保育所			3号 (0~1歳)

※1 豊中市では、地域型保育事業においては小規模保育事業 A 型を中心に進めていきます。

※2 小規模保育事業及び一部の認可保育所では、認定こども園・認可保育所・幼稚園を連携施設に設定しています。

連携施設は、保育についての交流や、卒園後の受け皿の機能を提供しています。（申込状況により連携施設に通うことができない場合もありますのでご了承ください。）

Q 認可外保育施設が認可保育所や地域型保育事業に移行した場合、申込方法・利用料はどうなるのですか。

市が利用調整を行うため、豊中市に申込をしていただきます。保育料は、豊中市で決定した保育料をお支払していただきます。現在認可外保育施設に入所中・申込中の方は、認可外保育施設が閉所になりますので、豊中市へ新たに申込が必要になります。

Q 共働きでも幼稚園やこども園の1号認定で施設を利用できますか。

ご両親ともに就労されている等、保育必要事由があるお子さんの場合、1号認定に加えて無償化に伴う新2号認定を受けて幼稚園や認定こども園を利用できます。（従来制度のままの幼稚園もご利用できます。その場合は新2号認定の手続きのみ申込をし、1号認定は不要です。）全体での教育標準時間終了後は、預かり保育をご利用いただけます。

新2号認定を受けた場合、保育料・預かり保育料は無償化の対象となります（月額上限あり）。詳しくは、P.28「幼児教育・保育無償化について」参照